

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則
<p><b>第 9 章</b> 化学物質の適正管理</p> <p><b>第 1 節</b> 化学物質の適正管理 (化学物質の適正管理)</p> <p><b>第 9 2 条</b> 事業者は、事業活動を行うに当たり、化学物質による環境の汚染を未然に防止するため、事業内容、事業所の形態等に応じ、おおむね次に掲げる事項について、自主管理マニュアルを作成すること等により、化学物質の適正な管理に努めなければならない。</p> <p>(1) 化学物質の管理体制の整備</p> <p>(2) 化学物質を適正に管理するための情報の収集及び整理</p> <p>(3) 化学物質の受入れ、保管、使用、排出及び廃棄の量並びにそれらの方法の把握</p> <p>(4) 化学物質の使用量及び排出量がより少ない技術の導入及び機器等の使用</p> <p>(5) 化学物質の回収、除去及び処理のためのより効率的な技術の導入及び設備の使用</p> <p>(6) 化学物質による環境の保全上の支障を生ずるおそれを低減するための自主管理目標の設定 (化学物質の適正管理に関する指針)</p> <p><b>第 9 3 条</b> 市長は、事業者が行う化学物質の適正な管理に係る取組を支援するため、化学物質の適正管理に関する指針を定め、これを公表するものとする。 (化学物質情報の提供)</p> <p><b>第 9 4 条</b> 市長は、事業者が行う化学物質の適正な管理に係る取組に資するため、化学物質を適正に管理するための情報を事業者に提供しよう努めるものとする。</p> <p><b>第 2 節</b> 化学物質の適正管理に関する措置 (化学物質の適正管理に係る指導等)</p> <p><b>第 9 5 条</b> 市長は、第 9 3 条に規定する指針を勘案し、事業者が実施する化学物質の適正な管理に係る指導及び助言を行うものとする。 (化学物質を排出した事業者への勧告)</p> <p><b>第 9 6 条</b> 市長は、化学物質が環境中に排出され、環境の保全上の支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該化学物質を排出した事業者に対し、当該化学物質の取扱いの方法、施設等の構造又は作業の方法の改善、施設の除却その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p><b>第 3 節</b> 特定化学物質の排出管理 (特定化学物質の排出管理)</p> <p><b>第 9 7 条</b> 市長は、環境への配慮が特に必要と認められる事業所で規則で定める事業所を設置する者から、地域における公害の防止その他の環境への負荷の低減のため、規則で定める化学物質（以下「特定化学物質」という。）に係る管理状況、取扱状況、排出量及び移動量その他の規則で定める事項につい</p>	<p><b>第 8 章</b> 特定化学物質の排出管理 (特定化学物質の排出管理)</p> <p><b>第 7 9 条</b> 条例第 9 7 条第 1 項に規定する規則で定める事業所は、化学物質を製造し、使用し、保管し、又は処理する事業所（常時使用する従業員の数が 20 人以下の事業所を除く。）とする。</p> <p>2 条例第 9 7 条第 1 項に規定する規則で定める化学物質は、次に掲げる物質とする。</p>

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則
<p>て、報告を求めることができる。</p> <p>2 市長は、化学物質による環境の保全上の支障を防止するため、必要と認める特定化学物質について、前項の報告等に基づき市内における排出量を推計し、これを公表するものとする。</p> <p>3 市長は、前項の必要と認める特定化学物質について、環境の状況を調査し、これを公表するものとする。</p>	<p>(1) 亜鉛の水溶性化合物</p> <p>(2) アクリルアミド</p> <p>(3) アクリル酸</p> <p>(4) アクリル酸エチル</p> <p>(5) アクリロニトリル</p> <p>(6) アジピン酸ビス(2-エチルヘキシル)</p> <p>(7) 2-アミノエタノール</p> <p>(8) アリルアルコール</p> <p>(9) アルシン</p> <p>(10) アンチモン及びその化合物</p> <p>(11) イソプレン</p> <p>(12) 4、4'-イソプロピリデンジフェノール(別名ビスフェノールA)</p> <p>(13) エチルベンゼン</p> <p>(14) エチレンオキシド</p> <p>(15) エチレングリコールモノエチルエーテル</p> <p>(16) エピクロロヒドリン</p> <p>(17) 1、2-エポキシプロパン(別名酸化プロピレン)</p> <p>(18) 塩化水素</p> <p>(19) 塩化チタン</p> <p>(20) 塩化パラフィン</p> <p>(21) 塩素</p> <p>(22) キシレン</p> <p>(23) クロム及び三価クロム化合物</p> <p>(24) 六価クロム化合物</p> <p>(25) クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)</p> <p>(26) クロロプレン</p> <p>(27) クロロホルム</p> <p>(28) クロロメタン(別名塩化メチル)</p> <p>(29) 五酸化バナジウム</p> <p>(30) 酢酸ビニル</p> <p>(31) 三塩化ホウ素</p> <p>(32) 酸化チタン</p> <p>(33) 三<sup>ぶつ</sup>弗化窒素</p> <p>(34) 無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)</p> <p>(35) 1、2-ジクロロエタン</p> <p>(36) 1、2-ジクロロプロパン</p> <p>(37) オルト-ジクロロベンゼン</p> <p>(38) ジクロロメタン(別名塩化メチレン)</p> <p>(39) ジブチルヒドロキシルエン</p> <p>(40) ジメチルアミン</p> <p>(41) シラン</p> <p>(42) スチレン</p> <p>(43) ダイオキシシン類</p> <p>(44) テトラクロロエチレン</p> <p>(45) テトラヒドロフラン</p>

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(46) 銅水溶性塩（錯塩を除く。）</li> <li>(47) トリエチルアルミニウム</li> <li>(48) 1、1、1-トリクロロエタン</li> <li>(49) 1、1、2-トリクロロエタン</li> <li>(50) トリクロロエチレン</li> <li>(51) トルエン</li> <li>(52) 鉛及びその化合物</li> <li>(53) ニッケル</li> <li>(54) ニッケル化合物</li> <li>(55) パラ-ニトロアニリン</li> <li>(56) ビスマス及びその化合物</li> <li>(57) ヒドラジン</li> <li>(58) 1、3-ブタジエン</li> <li>(59) フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）</li> <li>(60) 弗化水素及びその水溶性塩</li> <li>(61) ベリリウム及びその化合物</li> <li>(62) ベンゼン</li> <li>(63) ホルムアルデヒド</li> <li>(64) マンガン及びその化合物</li> <li>(65) その他市長が必要と認める物質</li> </ul>
	<p>3 条例第97条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 特定化学物質の管理状況（条例第92条各号に掲げる事項に限る。）</li> <li>(2) 特定化学物質の取扱状況</li> <li>(3) 特定化学物質の排出量及び移動量</li> <li>(4) その他市長が必要と認める事項</li> </ul>